市町村が設立団体である地方独立行政法人法第 68 条第 1 項の公立大学法人の設置する短期大学を含む。以下この号において同じ。）の理学系学科、工学系学科、農学系学科及び保健系学科に在学する学生数（3 年制短期大学を開設（学科の開設を除く。）した場合においては、開設初年度目にあつては当該学生数に 3.0 を、開設 2 年度目にあつては当該学生数に 1.5 をそれぞれ乗じて得た数とし、2 年制短期大学を開設（学科の開設を除く。）した場合においては、開設初年度目にあつては当該学生数に 2.0 を乗じて得た数とする。符号 I 及び符号 J において同じ。）

［略］

N　学校基本調査規則によつて調査したその年の 5 月 1 日現在における当該市町村立の特別支援学校の高等部（別科及び専攻科を除く。）に在学する生徒の数

O　学校基本調査規則によつて調査したその年の 5 月 1 日現在における当該市町村立の特別支援学校の高等部（別科及び専攻科に限る。）に在学する生徒の数

算式イ

$$\frac{B \times C \times 117}{A}$$

算式イの符号

［略］

C　次の算式によつて算定した率（小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

算式

$\alpha \times \beta \times \gamma + \delta$

ただし、第 11 条の 2 第 4 項の算式の符号 A が 0 の場合は 1.000 とする。

算式の符号

α　第 11 条の 2 第 4 項の算式の符号 A の率と同じ率

β　第 11 条の 2 第 4 項の算式の符号 B の率と同じ率

市町村が設立団体である地方独立行政法人法第 68 条第 1 項の公立大学法人の設置する短期大学を含む。以下この号において同じ。）の理学系学科、工学系学科、農学系学科及び保健系学科に在学する学生数（3 年制短期大学を開設（学科の開設を除く。）した場合においては、開設初年度目にあつては当該学生数に 3.0 を、開設 2 年度目にあつては当該学生数に 1.5 をそれぞれ乗じて得た数とし、2 年制短期大学を開設（学科の開設を除く。）した場合においては、開設初年度目にあつては当該学生数に 2.0 を乗じて得た数とする。I 及び J において同じ。）

［同左］

N　学校基本調査規則によつて調査したその年の 5 月 1 日現在における当該市町村立の特別支援学校の高等部（別科及び専攻科を除く。）に在学する児童及び生徒の数

O　学校基本調査規則によつて調査したその年の 5 月 1 日現在における当該市町村立の特別支援学校の高等部（別科及び専攻科に限る。）に在学する児童及び生徒の数

算式イ

$$\frac{B \times C \times 116}{A}$$

算式イの符号

［同左］

C　次の算式によつて算定した率（小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

算式

$\alpha \times \beta$

ただし、第 11 条の 2 第 5 項の算式の符号 A 算式の符号 a が 0 の場合は 1.000 とする。

算式の符号

α　第 11 条の 2 第 5 項の算式の符号 A の率と同じ率

β　第 11 条の 2 第 5 項の算式の符号 B の率と同じ率